

事件検討会（公正証書遺言作成の手順）

平成30年9月4日
脇

第1 公正証書遺言

- 1 遺言者，公証人，証人2名以上が署名押印をする（民法969条各号）。
- 2 検認手続が不要となる（民法1004条2項）。 等

第2 作成手順

1 内容等の打合せ

- (1) 財産状況の確認
預貯金，不動産，有価証券，価値のある動産等について確認
- (2) 相続人の確認
- (3) 遺言内容の確認
①誰に，②どの財産を，③どのような割合で相続させるか
- (4) 日程の調整
- (5) 証人の獲得
証人の欠格事由（民法974条各号）
 - ・未成年者
 - ・推定相続人・受遺者及びその配偶者並びに直系血族
 - ・公証人の配偶者・4親等以内の親族・書記及び使用人
- (6) 資料の徴求
固定資産評価証明書
印鑑証明書
通帳の写し
その他法律事務所における取得が困難なもの

2 公証役場とのやりとり

- (1) 日時の予約
午前8時30分から午後5時15分までの間，1時間ごとの枠で予約する。
曜日によって担当者が異なる。
→① 公証役場に行く曜日に架電する。
② 行きたい曜日を伝え担当者を確認する。
- (2) 必要書類の取得・確認
 - ・本人の戸籍謄本
 - ・相続人の戸籍謄本

- ・相続人の原戸籍（相続人が婚姻等によって除籍になっている場合）
- ・受遺者の住民票（受遺者がいる場合）
- ・遺言者の印鑑証明書（※当日、実印を持参する）
- ・不動産の登記簿謄本
- ・不動産の固定資産評価証明書
- ・預金の一覧表（銀行名・支店名・おおよその残額のメモ）
- ・証人の本人確認書類（免許証等）
- ・弁護士印の印鑑証明書（証人が弁護士の場合）

※状況によって必要書類に増減があるため、担当者と要確認

(3) 必要資料の送付

担当者にメールもしくはFAXで必要資料を送付し、確認してもらう。

(4) 遺言書案の確認・推敲

遺言書案を作成し、担当者とやりとりをしながら内容を推敲する。

3 当日の流れ

(1) 持ち物

印鑑（遺言者の実印、証人の印鑑（認印可）、弁護士印（証人が弁護士の場合）
本人確認書類（免許証等）

(2) 遺言書作成

遺言者に対し、本人確認、意思確認等を行う。

遺言者、証人2名以上の前で、公証人が遺言書の内容を読み上げる。

公証人、遺言者、証人2名以上が遺言書に署名・押印を行う。

第3 金額

1 弁護士費用（旧日弁連報酬等基準）

報酬の種類	金額	
定型	10万円から20万円の範囲の額	
非定型	基本	
	経済的な利益の額が	
	300万円以下	20万円
	300万円を超え3000万円以下	1%+17万円
	3000万円を超え3億円以下	0.3%+38万円
3億円を超える	0.1%+98万円	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者で協議
公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算	

2 作成手数料

(1) 基本的な手数料

各相続人・各受遺者ごとに、相続させ又は遺贈する財産の価額により目的価額を算出し、それぞれの手数料を算定した金額の合計額がその証書の手数料の額となる。

目的物の価額	手数料
100万円以下	5000円
100万円を超え200万円以下	7000円
200万円を超え500万円以下	1万1000円
500万円を超え1000万円以下	1万7000円
1000万円を超え3000万円以下	2万3000円
3000万円を超え5000万円以下	2万9000円
5000万円を超え1億円以下	4万3000円
1億円を超え3億円以下	4万3000円に5000万円までごとに1万3000円を加算
3億円を超え10億円以下	9万5000円に5000万円までごとに1万1000円を加算
10億円を超える場合	24万9000円に5000万円までごとに8000円を加算

(手数料計算の例)

総額1億円の財産を妻1人に相続させる場合

→4万3000円+1万1000円(遺言加算)

総額1億円の財産を妻に6000万円、長男に4000万円相続させる場合

→4万3000円(妻)+2万9000円(長男)+1万1000円(遺言加算)

(2) 加算事由

・遺言加算手数料

→1万1000円を加算(1通の遺言における目的価額の合計額が1億円までの場合)

・祭祀主宰者の指定

→1万1000円を加算(相続・遺贈とは別個の法律行為のため)

・遺言者が病気等で公証役場に出向くことができない場合の出張

→目的価額による手数料額の1.5倍+公証人の旅費(実費)+公証人の日当(1日2万円, 4時間までは1万円)(+遺言加算)

3 証人の日当

証人1人につき1万5000円程度

以上